

令和6年2月15日

全連小研究主題（大会主題）に記載されている「日本人」の表記について

全国連合小学校長会

1 全連小大会主題における「日本人」の表記の推移

全国連合小学校長会では、昭和43年度第20回愛媛大会から大会主題を設定して、研究と実践に努め成果をあげてきた。昭和48年度第48回静岡大会大会主題の中に「世界につながる日本人の育成をめざして」と設定した。以来、いくつかの大会主題の中に「日本人の育成」を設定してきた。

昭和55年度からは、大会主題とともに大会副主題を設定して研究と実践に努めてきた。

昭和59年度第36回高知大会からは大会主題の中に「日本人の育成」を設定してきた。

昭和59年度～平成元年度

「21世紀に生きる日本人の育成をめざす小学校教育の創造」

平成2年度～平成6年度

「21世紀の社会に貢献する日本人の育成を目指す小学校教育の創造」

平成7年度～平成13年度

「新しい時代を創造し 国際社会に貢献する日本人の育成を目指す小学校教育の推進」

平成14年度～平成19年度

「新しい時代を拓き 国際社会を主体的に生きる 心豊かな日本人の育成を目指す小学校教育の推進」

平成20年度～平成24年度

「新しい時代を拓く 心豊かにたくましく生きる 日本人の育成を目指す小学校教育の推進」

平成25年度～令和元年度

「新たな知を拓き 人間性豊かな社会を築く 日本人の育成を目指す小学校教育の推進」

令和2年度～

「自ら未来を拓き ともに生きる 豊かな社会を創る 日本人の育成を目指す小学校教育の推進」

以上のことから、昭和59年度から「日本人の育成」を表記している。

2 「日本人」表記に対する疑問、意見等について

「なぜ『日本人』なのか」「『日本人』ではなく、別の文言を用いるべきではないか」との疑問、意見等が地区校長会の一部から以前より寄せられてきた。また、国際化の進展等で外国籍の児童が在籍する学校が増えるとともに、最近の「共生、多様性を求める社会」の在り方の視点から「日本人」という限定的な語句を使用することに疑問や違和感があると受け止められていることが、先に触れた疑問や意見等の背景になっているのではないかと考えられる。

3 法令等に見られる「日本人」表記について

教育基本法第一条では「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。」と定められていることから、日本の教育の対象は日本国民であると捉えられる。

また、他の法令等でも、我が国の教育で育成する対象は、「国民」「日本国民」「日本人」と記載され、各学校の教育課程の編成の基準となる小学校学習指導要領でも「第1章総則」「第2章各教科第2節社会」「第3章道徳」において「日本人」の記述が複数ある。このことから我が国の小学校教育においては「日本人」の育成が位置付けられていると解する。

4 外国籍児童生徒への教育機会の保障

文科省総合教育政策局国際教育課発出の通知では「外国人がその保護する子を公立義務教育諸学校に就学させることを希望する場合、国際人権規約を踏まえ、無償で受け入れ、日本人児童生徒と同様の教育を受ける機会を保障する」となっている。このことは、外国人の子も我が国の義務教育諸学校の教育を受けられるということである。また、令和6年度予算案の中でも「外国人児童生徒の教育の充実」が位置づけられている。その施策目標として「外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、学校等において日本語指導を含めたきめ細かな指導を行うなど、適切な教育の機会が提供されるようにする」とし予算を配分している。このことから、外国籍の児童にも我が国の公立小学校に在籍する児童と同様に教育が行われるととらえることができ、現在も国籍にかかわらず公立小学校に在籍する児童には日本の教育（学習指導要領に基づく）が行われている。

5 全連小としての見解

全連小としては、今後「日本人」等の表記について法規等の改正が行われたり、司法等で違法な表記と判断されたり、研究主題等について会員の総意に変更が生じたりすることがなければ、引き続き「日本人」の表記を続けていくと考える。